

第 26 問

A 市の議会の議員及び長の選挙権を有する B は、当該選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者として、A 市の選挙管理委員会に対し、A 市議会の解散を請求した（なお、A 市の選挙権を有する者の総数は 40 万以下である）。これを受けて、A 市の選挙管理委員会は、所定の手続を経たうえで、A 市議会の解散の是非を選挙人の投票に付すこととした。解散の投票の結果が判明したときは、A 市の選挙管理委員会は、当該結果を公表しなければならないとされているが、他にしなければならないことは何か。地方自治法の規定に照らし、40 字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

10										15				
直	ち	に	B	及	び	A	市	の	議	会	の	議	長	に
通	知	す	る	と	と	も	に	、	A	市	市	長	に	報
告	し	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。				

(41 字)

解説

■議会の解散請求及びその処置（地方自治法 76 条、77 条）

選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 3 分の 1（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる（地方自治法 74 条 1 項）。

この請求があったときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。これを選挙人の投票に付さなければならない（地方自治法 74 条 2 項、3 項）。

解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを解散請求の代表者及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあっては都道府県知事に、市町村にあっては市町村長に報告しなければならない（地方自治法 77 条前段）。